

事 務 連 絡
平成5年10月26日

土木事務所建築課（係）長 殿

建築住宅課審査係長

建築基準法第23条の運用について

10

建築基準法第22条区域内における木造建築物の外壁で延焼のおそれのある部分に下見板を取り付けることができる場合については、下地を土塗り壁とした場合に限り認めてきたところですが、現在、日本建築主事会議防災研究会において、防火関係の規定の運用について統一を図るため、指針作りの作業を進めております。

この指針のなかで、法第23条関係については、土塗り壁に限らず土塗り壁同等の下地の上に下見板を取り付けるものも認めることとする予定になっております。

については、本県としては今後、土塗り壁同等として認定されたものの上に下見板を取りつけたものについても、土塗り壁同等として取り扱うこととしたので、確認申請の審査等に当たっては、遺憾のないようにお願いします。

20